

お知らせ

審査事務規程改正におけるダンプ荷台の取扱いについて

審査事務規程改正により、平成 28 年 1 月 1 日以降に製作された土砂等運搬ダンプについては、取扱いが下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1. 飛散防止装置について

適合する飛散防止装置は過積載を目的としたものではないことから、荷台内側の任意の位置で停止してもよいものとする。

飛散防止装置の回転シャフトについては、あおり高さに含めないものとするが、外寸には含まれるので留意すること。

適合する飛散防止装置とは金属枠等に布又はビニールのシートを取付けたものを行い、布にゴムコーティングしたシート状のものや布入りビニールホースをシート状に使用するものも含み、枠のみであってもよい。なお、金属枠に鉄板、木板、硬質ゴム等を取り付けたものは不適合とする。

取り付けて良いものの例



■自動シート動作概要



「開」状態



「閉」動作途中

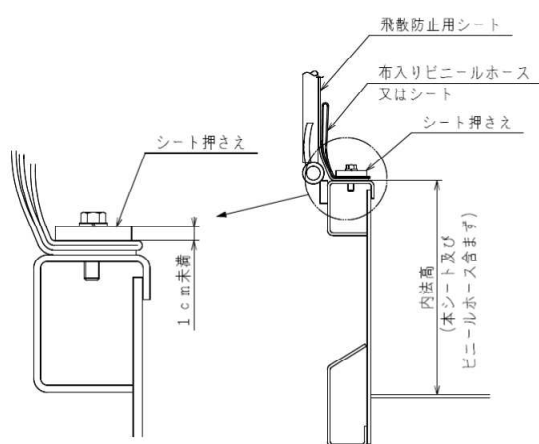


「閉」状態

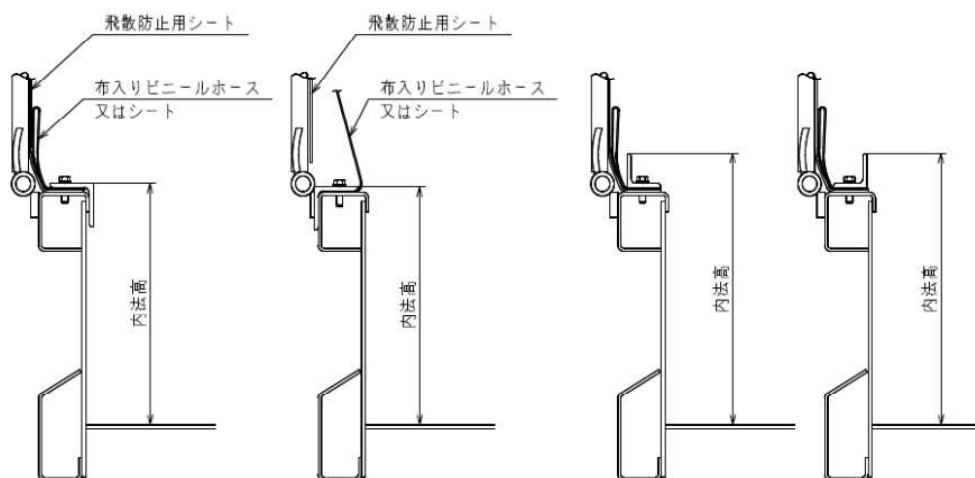
2. シート押さえについて

厚みは 1cm 未満であり、シート接触面から高さが 1cm 未満であること。シート押さえの一方が高くなっている場合には、最も高い位置から測定する。シートとシート押さえの間にゴム板を介したものにあってはゴム板も厚みに含めることとする。本規定に適合する取り付け方法の場合には煽り高さは荷台底から煽り上部までとする。

下図の「布入りビニールホース」とは工事や農作業で使用されるホースで、土砂等が隙間からこぼれることを防ぐために煽り側にシート状にして広く使用されているものであり、飛散防止装置として扱う。



内法高の測定位置：板厚は 1cm 未満であるものの鉄板等ではなく L 型鋼を使用することによりシート押さえそのものの高さが高くなり荷台容積が増加するものは、最上端から荷台内高を測定しダンプ比が適合となること。



3. ダンプヒンジ及び基部(ダム部)の寸法等の扱いについて
 下記参考図は適合するものの例とする。

(参考図)

